

第 10 章 外資規制業種

1. 規制業種

2009 年投資奨励法は内外資の区別をせずに、広く投資を奨励することを規定している。しかし、同法は 2004 年外国投資奨励法 (No. 11/NA) に引き続き、投資を**奨励しない**例外的分野として、「短期的あるいは長期的に国家の安全保障に関わったり、自然環境に悪影響を与える地域や事業、または公衆衛生や国民文化に害を与える事業」を挙げている (第 4 条)

上記の「奨励しない分野」は 2008 年制約事業 (Controlled Business) に関する首相令 (No. 68/PM) で規定され、通称「ネガティブ・リスト」と呼ばれている (図表 10-1)。

図表 10-1 ネガティブ・リスト (Controlled Business)

農林漁業	狩猟及び関連サービス、造林及びその他林業関連事業、伐木搬出、材木以外の林産物の収穫、淡水魚の漁業
鉱業・採掘業	無煙炭、褐炭、原油、天然ガス、鉄鉱石、ウラニウム及びトリウム、その他非鉄金属の採掘、石・砂・粘土の採石、化学・肥料鉱物の採掘、ピートの採掘、岩塩の採掘、他に分類されない地下資源の採掘
電力・ガス・蒸気・空調	発電、送・配電、ガス生産、配ガス事業
上下水道・ゴミ処理	貯水・処理及び供給、下水 有害ゴミの収集、有害ゴミの処理と廃棄
運輸・倉庫	旅客鉄道、都市間鉄道、貨物鉄道、パイプライン輸送、旅客航空輸送、貨物航空輸送、郵便事業
情報・通信	出版、新聞・雑誌発行、映画・ビデオ・TV 番組制作、映画・ビデオ・TV 番組ポストプロダクション、映画・ビデオ・TV 番組配信、音楽録音・出版、ラジオ放送、TV 放送、ケーブル・衛星などを用いた配信、固定電話、無線電話、衛星通信、その他通信事業
金融・保険	中央銀行、その他金融仲介事業、持ち株会社、信託・ファンド等、リース、その他信用業務、(保険・年金を除く) その他金融サービス、生命保険、非生命保険、再保険、年金基金、金融市場行政、証券・商品取引仲介、その他の補助的金融業、ファンド・マネジメント
保健・社会福祉	病院事業、医療・歯科事業、その他保健事業
アート、演芸・娯楽	ギャンブル、遊園地・テーマパーク

(出所) WTO, Report of the Working Party on the Accession of Lao PDR to the World Trade Organization, 1 October 2012

ネガティブ・リストに挙げられている事業は、企業登録の前に監督官庁の許可が必要な事業ということであり、投資が禁じられているということでも、ラオス国民でなければ投

資できないということでもない。

2. 出資規制

ラオスへの投資は原則として外資 100%出資が可能であり、合併企業の会社設立当初の出資比率は最低 30%と規定されている。ただし、鉱業や水力発電などコンセッション事業への投資は覚書（MOU）あるいは契約で出資比率を記す場合があり、その場合は MOU/契約に従うこととなっている。

ラオスは 1990 年代以降、国営企業の民営化を進めてきた。その結果、1990 年に約 800 社あった国営企業は 2002 年には 37 社に減った。民営化の主な手段は合併であるが、国は出資比率 51%以上のマジョリティを堅持しており、将来的には国の出資比率を徐々に減らすとの方針は先送りとなっている。また、これら国営企業が従事する事業の多くは独占事業であるが、2013 年 2 月にラオスが WTO に正式に加盟したことにより、政府はサービス産業（ビジネスサービス、建設、流通、教育、環境関連サービス、銀行・保険・金融、医療、観光、航空輸送など）の自由化を進め始めており、すでにこれらの分野に対して外資参入が段階的に行われている。